

中京大学大学院法学研究科「教員組織編制方針」

中京大学大学院法学研究科（以下、「本研究科」とする。）は、本研究科に所属する大学院生（以下、「大学院生」とする。）が、法の目的たる社会正義を実現し、あらゆる社会悪と闘うために必要となる極めて高度な専門的知識及び卓越した実践能力を修得することを教育研究上の理念とする。

本研究科は、この理念に基づき、法律学及び政治学の専門的知識、特有の思考方法、問題解決方法の研究を行い、教育することを教育研究上の目的とする。そして、研究教育を通じて、法律学及び政治学の精深な学識及び研究能力若しくは高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有し、さらに、確固たる遵法精神を持ち（「ルールを守る」）、協調性及び社会性に富み（「チームワークを作る」）、他者の存在及び意見を尊重する（「相手に敬意を持つ」）人物、そして、そのような人物になるための最善かつ不断の努力を決して惜しむことのない（「ベストを尽くす」）人物を養成する。

本研究科は、このような理念・目的のもと、大学院生が、学問体系における法律学ないし政治学の位置を把握し、専門領域に固有な概念体系や方法論を修得して、それらの学識と自らの問題関心に基づき専門家として課題を解決できるように、柔軟な教育カリキュラムを編成する。

本研究科は、このような教育研究上の理念・目的、及び、その実現のための教育カリキュラムの方針に適応した教員組織を編制することに努める。